

出雲市都市計画マスタープラン〔概要版〕

平成 22 年 2 月

出 雲 市

目 次

序章 都市計画マスタープランの基本的事項

都市計画マスタープランの基本的事項	1
-------------------------	---

第1章 全体構想

1. 出雲市の現況と課題	2
2. 都市の将来像	3
3. 都市づくりの整備方針	
(1) 土地利用に関する基本的な方針	7
(2) 都市施設に関する基本的な方針	9
(3) 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針	11

第2章 地域別構想

13

1. 出雲・中央地域のまちづくり	14
2. 出雲・北部地域のまちづくり	15
3. 出雲・西部地域のまちづくり	16
4. 出雲・南部地域のまちづくり	17
5. 平田・中央地域のまちづくり	18
6. 平田・東部地域のまちづくり	19
7. 平田・西部地域のまちづくり	20
8. 佐田地域のまちづくり	21
9. 多伎地域のまちづくり	22
10. 湖陵地域のまちづくり	23
11. 大社地域のまちづくり	24

第3章 実現にむけて

まちづくりの進め方	25
-----------------	----

序章 都市計画マスタープランの基本的事項

I. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、平成4年6月の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律において制度化され、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

都市計画マスタープランは、市町村が自らその創意工夫の下に、住民の意見を反映させ

て都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の市街地像や整備方針及び都市施設の計画等を総合的に定めるものです。

都市計画マスタープランの策定により、土地利用の規制・誘導や道路・公園等の都市施設の整備が、計画的・効率的に進めることができるようになります。

II. 都市計画マスタープランの基本事項

■計画の目標年次

都市計画マスタープランは概ね20年後を目標とする計画であることから、本計画の目標年次は、概ね20年後の2028年（平成40年）とします。

■都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、出雲市全体のまちづくりの方向性を示す「全体構想」と、地域のまちづくりの方向性を示す「地域別構想」から構成されます。

■将来人口

出雲市都市計画マスタープランでは、平成17年国調データにもとづいて、出雲市の人口推計を行い、グランドデザインの目標人口や島根県の将来人口推計結果等を勘案し、目標年次（平成40年）の人口を設定します。

目標年次（平成40年）の将来人口
都市計画マスタープランの将来人口は147,000人とします

III. 都市計画マスタープランの策定体制

